

○常総市障害者等日常生活用具費支給等事業実施要綱

平成18年9月28日

告示第73号

(趣旨)

第1条 この告示は、日常生活を営むのに支障がある障害者等に対し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第77条第1項第6号の日常生活の便宜を図るための用具であって厚生労働大臣が定めるもの（以下「用具」という。）の購入又は賃借に要する費用の全部若しくは一部を支給することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「障害者等」とは、障害者総合支援法第4条第1項に規定する障害者及び同条第2項に規定する障害児をいう。

2 この告示において「難病患者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 障害者総合支援法第4条第1項に定める治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上であるもの

(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第2項で定める治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者総合支援法第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童

(対象用具等)

第3条 購入又は賃借に要する費用の全部若しくは一部の支給（以下「費用支給」という。）を受けることができる用具は、障害者等（難病患者等を除く。）にあっては別表第1品目の欄に掲げる用具とし、難病患者等にあっては別表第2品目の欄に掲げる用具とする。

2 賃借する用具に係る費用支給の期間は、障害者等が当該用具を必要としなくなるまでとする。

(対象者)

第4条 費用支給を受けることができる者は、市内に住所を有し、又は障害者総合支援法第19条第3項の規定により、本市が支給決定を行う障害者等であって、別表第1又は別表第2の品目の欄に掲げる用具ごとに別表第1又は別表第

2 の対象要件の欄に定める要件に該当するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、費用支給の対象としない。

- (1) 障害者又はその配偶者に係る地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税の所得割の額が、46万円以上であるとき。
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による居宅サービス又は介護予防サービスを受けられる障害者等であって、費用支給を受けようとする用具が同法の規定による貸与又は購入費の支給を受けられるものであるとき。
- (3) 病院に入院し、又は障害者支援施設若しくは介護保険法若しくは児童福祉法の規定による施設に入所している障害者等であって、費用支給を受けようとする用具が当該病院又は障害者支援施設若しくは介護保険法若しくは児童福祉法の規定による施設で備えているものであるとき。
- (4) 別表第1又は別表第2に掲げる居宅生活動作補助用具の費用支給を受けようとする障害者等であって、自己の所有でない家屋に居住するものが、当該家屋の所有者又は管理者から住宅を改修するための承諾を得られないとき。
- (5) 他の自治体から用具の費用支給等を受けられるとき。

（費用支給の基準）

第5条 費用支給は、別表第1又は別表第2に掲げる用具のうち同一の種目につき1回限りとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 費用支給をした用具が、別表第1に掲げる当該用具に係る耐用年数の欄に定める年数を経過した場合において、新しい用具の購入又は賃借が合理的又は効果的であると市長が認めるとき。
- (2) 費用支給をした用具が、故障その他の原因により使用することが困難になった場合において、当該用具を修理しても使用の目的に適さないとき、又は修理に要する費用が当該用具の新品の価額を超えるとき。
- (3) 別表第1に掲げる用具のうち、ストマ用装具又は紙おむつ等の費用支給をするとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

（支給額）

第6条 費用支給の額（以下「支給額」という。）は、次の各号に掲げる要件に応じて当該各号に定める額とする。ただし、購入し、又は賃借した用具の撤去

に要する費用は、支給しない。

- (1) 用具を購入しようとする者であって、生活保護法（昭和25年法律第14号）による扶助を受けているもの又は市長が特に認めるもの 当該用具の購入に要する費用又は当該用具に係る別表第1若しくは別表第2に掲げる基準単価のいずれか低い額（以下「購入価額」という。）の全額
 - (2) 用具を購入しようとする者であって、前号に掲げる者以外のもの 購入価額の100分の90に相当する額
 - (3) 用具を賃借しようとする者 当該用具に係る別表第1に掲げる基準単価に基づき市長が別に定める賃貸借料の全額
- 2 前項第2号の場合において、同一の月に費用支給を受ける用具に係る購入価額の合計額から同号の規定により算定する支給額を控除した額が、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額（以下この項において「自己負担額」という。）を超えるときは、前項第2号の規定にかかわらず、当該月における支給額は、当該月に費用支給を受ける用具に係る購入価額の合計額から自己負担額を控除した額とする。
- (1) 障害者等又はその属する世帯の他の世帯員（当該障害者等が18歳以上である場合は、その配偶者に限る。次号において同じ。）に市町村民税が課されている場合 37,200円
 - (2) 障害者等又はその属する世帯の他の世帯員に係る所得が年額80万円を超え、かつ、これらの者に市町村民税が課されていない場合 24,600円
 - (3) 前2号以外の場合 15,000円
- （申請）

第7条 費用支給を受けようとする者は、障害者等日常生活用具費支給等申請書により市長に申請しなければならない。

- 2 前項の場合において、別表第1に掲げる用具のうち、次に掲げる用具又は別表第2に掲げる用具の費用支給を受けようとするときは、診断書を併せて提出しなければならない。ただし、障害者手帳等申請用診断書、指定難病特定医療費受給者証等によって症状等が確認できる場合は、この限りでない。
- (1) 透析加温器
 - (2) ネブライザー（吸入器）
 - (3) 電気式たん吸引器
 - (4) 発動発電機又は蓄電池
 - (5) カフ圧調整器

- (6) 酸素ボンベ運搬車
- (7) 携帯用会話補助装置
- (8) 紙おむつ等（初回の申請に限る。）
- (9) 収尿器

3 第1項の場合において、別表第1又は別表第2に掲げる居宅生活動作補助用具の費用支給を受けようとするときは、工事図面及び改修工事見積書を添付するものとし、自己の所有でない家屋に居住する者の申請にあつては、家屋所有者等承諾書を併せて提出しなければならない。

（決定）

第8条 市長は、前条第1項の規定による申請を受けたときは、速やかに内容の審査及び調査書による調査を行い、費用支給の要否及び支給額を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により費用支給を決定したときは、障害者等日常生活用具費支給等決定通知書により申請をした者に通知するとともに、障害者等日常生活用具費支給（日常生活用具貸与）券（以下「支給券」という。）を交付するものとする。

3 市長は、第1項の規定により費用支給を承認しないことに決定したときは、障害者等日常生活用具費支給等不承認決定通知書により申請をした者に通知するものとする。

（用具の購入等）

第9条 費用支給の決定を受けた者（以下「受給者」という。）は、市の登録を受けた事業者（以下「登録事業者」という。）から当該決定に係る用具を購入し、又は賃借するものとする。

（費用の支払）

第10条 受給者は、用具を購入し、又は賃借しようとするときは、支給券を登録事業者に提出し、当該用具の費用から支給額を差し引いた額を支払うものとする。

（請求）

第11条 登録事業者は、受給者に用具を販売し、又は賃貸したときは、当該受給者に代わって支給額を市長に請求することができる。この場合において、登録事業者への支給額の支払をもって、受給者に対する費用支給とみなす。

（用具の管理）

第12条 受給者は、費用支給を受けた用具を目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 市長は、受給者が前項の規定に反したときは、支給額に相当する金額又は用具の全部若しくは一部を返還させることができる。

(台帳の整備)

第13条 市長は、費用支給の状況を明確にするため、障害者等日常生活用具費支給等台帳を備えるものとする。

(補則)

第14条 この告示に定めるもののほか必要な事項及び様式は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年10月1日から施行する。

(常総市重度身体障害者日常生活用具給付等事業実施要綱の廃止)

2 常総市重度身体障害者日常生活用具給付等事業実施要綱（平成8年水海道市告示第6号）は、廃止する。

附 則（平成23年告示第53号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年告示第33号）

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に第2条の規定による改正後の常総市障害者等日常生活用具費支給等事業実施要綱（以下「改正後の告示」という。）別表第2品目の欄に掲げる用具に係る費用支給を受けている難病患者等は、改正後の告示の規定により費用支給を受けているものとみなす。

附 則（令和3年告示第46号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和8年告示第49号）

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第3条―第7条関係）

1 介護・訓練支援用具

品目	対象要件	基準単価	耐用年数	性能等
特殊寝台	下肢又は体幹機能障害２級以上で、１８歳以上の者	１５４，０００円	８年	対象者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの
特殊マット	下肢又は体幹機能障害２級以上（常時介護を要する者に限る。）又は療育手帳Ａ以上の者	１９，６００円	５年	褥瘡の防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能を有するもの
特殊尿器	下肢又は体幹機能障害１級（常時介護を要する者に限る。）の者	６７，０００円	５年	尿が自動的に吸引されるもので、対象者又は介護者が容易に使用し得るもの
入浴担架	下肢又は体幹機能障害２級以上（入浴に介助を要する者に限る。）の者	８２，４００円	５年	対象者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの
体位変換器	下肢又は体幹機能障害２級以上（下着交換等に介助を要する者に限る。）で、原則として３歳以上の者	１５，０００円	５年	介助者が対象者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの
移動用リフト	下肢又は体幹機能障害２級以上で、原則として３歳以上の者	１５９，０００円	４年	介護者が対象者を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住

				宅改修を伴うものを除く。 。
訓練いす	下肢又は体幹機能障害２級以上の児童で，原則として３歳以上のもの	３３，１００円	５年	原則として附属のテーブルを付けるものとする。
訓練用ベッド	下肢又は体幹機能障害２級以上の児童で，原則として３歳以上のもの	１５９，２００円	８年	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの

２ 自立生活支援用具

品目	対象要件	基準単価	耐用年数	性能等
浴槽（湯沸器を含む。）	下肢又は体幹機能障害２級以上の者で，原則として３歳以上の者	９１，０００円	８年	対象者が容易に使用し得る洋式浴槽又はこれに準じるもので，実用水量１５０リットル以上の浴槽及び浴槽の性能等に応じたもので，安全性について配慮された湯沸器
入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害（入浴に介助を要する者に限る。）で，原則として３歳以上の者	９０，０００円	８年	入浴時の移動，座位保持，浴槽への入水等を補助でき，対象者又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし，設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。
便器	下肢又は体幹機能障害２級以上の者で，原則として３歳以上の者	４，５００円	８年	対象者が容易に使用し得るもの（手すり付き）。ただし，設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。

頭 部 保 護 帽 （ ス ポ ン ジ， 革 を 主 材 料 に 製 作 さ れ て い る もの）	平衡機能又は下 肢若しくは体幹 機能の障害を有 する者又は，療 育手帳 A 以上若 しくは精神障害 者保健福祉手帳 の交付を受けて いて，てんかん	1 5， 2 0 0 円	3 年	ヘルメット型で，転倒の際 に頭部を保護できる性能を 有するもの
頭 部 保 護 帽 （ ス ポ ン ジ， 革 ， プ ラ ス チ ッ ク を 主 材 料 に 製 作 さ れ て い る も の ）	の発作等により 頻繁に転倒する 者で，原則とし て 3 歳以上のも の	3 6， 7 5 0 円		※ 頭部保護帽に係る基準 単価は，オーダーメイドに よる製品に適用するものと し，レディメイドによる製 品については，基準単価欄 の額の 8 割以内の額とする 。
T 字 状・棒 状の杖 （木材 でニス 塗装し たもの ）	平衡機能又は下 肢若しくは体幹 機能障害で，原 則として 3 歳以 上の者	2， 3 0 0 円 （夜光材 付きは 4 1 0 円（ 全面夜光 材付きは 1， 2 0 0 円）を	3 年	歩行補助杖の使用により， 歩行機能を補うことが可能 なもの

		加算した額とする。)		
T 字状・棒状の杖 (軽金属で塗装なしのもの)		3, 100円 (外装に白書又は黄色ラッカーを使用したものは260円を加算した額とする。)		
移動・移乗(歩行)支援用具	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害を有する者又は視覚障害2級以上の者(家庭内の移動等において介助を必要とする者に限る。)で、原則として3歳以上のもの	60, 000円	8年	おおむね、次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。 1 対象者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安全性を有するもの 2 転倒防止、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。
特殊便器	上肢機能障害2級以上又は療育手帳A以上(訓練を行っても自	151, 200円	8年	足踏みペダルにより温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。

	ら排便後の処理が困難な者に限る。)で、原則として3歳以上の者			
火災警報器	身体障害者手帳2級以上、療育手帳A以上又は精神保健福祉手帳1級(単身世帯又はこれに準じる世帯の者に限る。)で、火災発生の感知及び避難が著しく困難な者	15,500円	8年	室内の火災を煙、熱等により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの
自動消火器	身体障害者手帳2級以上、療育手帳A以上又は精神保健福祉手帳1級(単身世帯又はこれに準じる世帯の者に限る。)で、火災発生の感知及び避難が著しく困難な者	28,700円	8年	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消化し得るもの
電磁調理器	視覚障害2級以上又は療育手帳A以上(視覚障害者のみの世帯	41,000円	6年	対象者が容易に使用し得るもの

	又はこれに準じる世帯の者に限る。) で、 18歳以上の者			
歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害2級以上で、原則として学齢児以上の者	7,000円	10年	対象者が容易に使用し得るもの
聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害2級以上の者（聴覚障害者のみの世帯又はこれに準じる世帯で日常生活上給付の必要があると認められる者に限る。）で、18歳以上のもの	87,400円	10年	音、音声等を視覚、接触等により知覚できるもの

3 在宅療養等支援用具

品目	対象要件	基準単価	耐用年数	性能等
透析加温器	じん臓機能障害3級以上の者（自己連続携行式腹膜かん流法（CAPD）による透析療法を行う者に限る。）で、原則として3歳以上のもの	51,500円	5年	透析液を加温し、一定温度に保つもの

ネブライザー (吸入器)	呼吸器機能障害 3級以上又は同 程度の身体障害 者であって必要 と認められる者 で、原則として 学齢児以上のもの	36,000円	5年	対象者又は介護者が容易に 使用し得るもの
電気式 たん吸引器	呼吸器機能障害 3級以上又は同 程度の身体障害 者であって必要 と認められる者 で、原則として 学齢児以上のもの	56,400円	5年	対象者又は介護者が容易に 使用し得るもの
発動発電機	呼吸機能障害1 級で、人工呼吸 器を常時装着し ている在宅の者 (蓄電池に係る 費用を支給され た者を除く。)	100,000円	10年	人工呼吸器に装着すること で、人工呼吸器の稼働に必 要な電力を供給できるもの で、対象者又は介護者が容 易に使用し得るもの
蓄電池	呼吸機能障害1 級で、人工呼吸 器を常時装着し ている在宅の者 (発動発電機に 係る費用を支給 された者を除く 。)	100,000円	10年	人工呼吸器に装着すること で、人工呼吸器の稼働に必 要な電力を供給できるもの で、対象者又は介護者が容 易に使用し得るもの
カフ圧	呼吸機能の障害	32,000円	5年	気管切開チューブ又は気管

調整器	を有する者又はその他の身体障害者で、カフ付きカニューレの留置が長期的に必要な在宅のもの	0円		チューブに接続することで、カフ圧の表示及び調整ができるもので、対象者や介護者が容易に使用し得るもの
酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う身体障害者で、原則として3歳以上のもの	21,000円	10年	対象者が容易に使用し得るもの
視覚障害者用体温計（音声式）	視覚障害2級以上で、原則として3歳以上の者（視覚障害者のみの世帯又はこれに準じる世帯の者に限る。）	9,000円	5年	対象者が容易に使用し得るもの
視覚障害者用体重計	視覚障害2級以上で、原則として3歳以上の者（視覚障害者のみの世帯又はこれに準じる世帯の者に限る。）	18,000円	5年	対象者が容易に使用し得るもの
視覚障害者用血圧計	視覚障害2級以上で、原則として3歳以上の者（視覚障害者のみの世帯又はこ	9,500円	5年	対象者が容易に使用し得るもの

	れに準じる世帯のものに限る。)			
--	---------------------	--	--	--

4 情報・意思疎通支援用具

品目	対象要件	基準単価	耐用年数	性能等
携帯用 会話補助装置	原則として3歳以上であって、次のいずれかに該当する者 1 音声言語機能障害者又は肢体不自由者（発声・発語に著しい障害を有する者に限る。） 2 療育手帳の交付を受けている者であって、コミュニケーション等が困難であるもの	98,800円	5年	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、対象者が容易に使用し得るもの
パーソナルコンピュータ	上肢機能障害2級以上又は言語及び上肢複合障害2級以上で、原則として学齢児以上の者（文字を書くことが	100,000円	6年	仮名、漢字、英数字による文書作成が可能で、編集、校正及び記憶機能を有し、対象者が容易に使用し得るもの（プロテクター、プリンター等を附帯することができる。）

	困難な者に限る。 。)			
情報・通信支援用具	上肢機能障害2級以上又は視覚障害2級以上の者	100,000円	10年	障害者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器、アプリケーションソフト等であり、対象者が容易に使用し得るもの
点字ディスプレイ	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害者（原則として視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級以上）で、学齢児以上のもの	383,500円	6年	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの
点字器（標準型・32マス18行両面書真鍮版製）	視覚障害者	10,400円	7年	視覚障害者が容易に使用し得るもの ※ 点字器の価格は、点筆を含むものであること。
点字器（標準型・32マス18行両面プラスチック製）		6,600円		

点字器 (携帯用・32マス4行片面書アルミニウム製)		7,200円	5年	
点字器 (携帯用・32マス12行片面書プラスチック製)		1,700円		
点字タイプライター	視覚障害2級以上で、原則として就労し、若しくは就学している者又は就労が見込まれる者	63,100円	5年	対象者が容易に使用し得るもの
視覚障害者ポータブルレコー(録音再生用)	視覚障害2級以上で、原則として3歳以上の者	85,000円	6年	次のいずれかのもの (1) 音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音及び当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、対象者

視覚障害者ポータブルレコーダー（再生専用）	視覚障害２級以上で，原則として３歳以上の者	３５，０００円	６年	が容易に使用し得るもの (2) 音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき，かつ，ＤＡＩＳＹ方式により記録された図書の再生が可能な製品であって，対象者が容易に使用し得るもの
視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害２級以上で，原則として３歳以上の者	９９，８００円 （視覚障害者用音声拡大読書器に係る費用を支給された者を除く。）	６年	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り，音声信号に変換して出力する機能を有するもので，対象者が容易に使用し得るもの
視覚障害者用拡大読書器	視覚障害者で本装置により文字等を読むことが可能になる者で，原則として３歳以上のもの	１９８，０００円 （視覚障害者用音声拡大読書器に係る費用を支給された者を除く。）	８年	画像入力装置を読みたいものの（印刷物等）の上に置くことで，簡単に拡大された画像（文字等）がモニターに映し出されるもの
視覚障害者用音声拡大	視覚障害者で本装置により文字等を読むことが	１９８，０００円	８年	文書情報を読み取り，暗号化し，それを音声信号に変換入力装置を印刷物等の上

大読書器	可能になる者で，原則として3歳以上のもの	(視覚障害者用活字文書読上げ装置又は視覚障害者用拡大読書器に係る費用を支給されたものを除く。)		に置くことで，拡大された文字等を接続した画面に表示する機能を有するもので，対象者が容易に使用しうるもの
視覚障害者用時計（触読）	視覚障害2級以上の者（音声時計は手指の触覚に障害がある等のため触読式時計使用が困難な者を原則とする。）で，3歳以上のもの	10,300円	10年	対象者が容易に使用し得るもの
視覚障害者用時計（音声）		13,300円		
聴覚障害者用通信装置	聴覚障害又は発声・発語に著しい障害を有する者（コミュニケーション，緊急連絡等の手段として給付の必要があると認められる者に限る。）で，原則とし	71,000円	5年	一般の電話に接続することができ，音声の代わりに文字等により通信が可能な機器であり，対象者が容易に使用できるもの

	て学齢児以上のもの			
聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害者で、本装置によりテレビの視聴が可能になるもの	88,900円	6年	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、対象者が容易に使用し得るもの
人工内耳用電池（使い切り電池）	聴覚障害者で人工内耳を装着しているもの ※ 人工内耳用電池（使い切り電池）にあつては、人工内耳用電池（充電電池）に係る費用を支給された者を除き、人工内耳用電池（充電電池）にあつては、人工内耳用電池（使い切り電池）に係る費用を支給された者を除く。	2,500円	1月	人工内耳外部装置用の電池として対象者が容易に使用し得るもの ※ 人工内耳用電池（使い切り電池）にあつては、1回につき6箇月分まで支給することができる。
人工内耳用電池（充電電池）		15,800円	1年	
人工内耳用電池（充電器）		26,000円	5年	

	※ 人工内耳用電池（充電器）にあっては，人工内耳用電池（充電器）を使用する者に限る			
人工咽頭（笛式）	喉頭摘出した者	5, 200円 （気管カニューレ付きは3, 100円を加算した額とする。）	4年	呼気によりゴム等の膜を振動させ，ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの
人工咽頭（電動式）	喉頭摘出した者	72, 300円	5年	顎下部等に当てた電動板を駆動させ，経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの ※ 価格は，電池又は充電器を含むものであること。
ファックス（貸与）	聴覚又は音声言語機能障害3級以上であって，コミュニケーション，緊急連絡時等の手段として必要があると認められる者（電話（難聴者用	7, 700円		対象者が容易に使用し得るもの

	電話を含む。)によるコミュニケーション等が困難な障害者のみの世帯又はこれに準じる世帯の者に限る。)			
点字図書	主に、情報の入手を点字によっている視覚障害者	市長が必要と認めた額		点字により作成された図書 ※ 原則として年間6タイトル又は24巻を限度とする。

5 排せつ管理支援用具

品目	対象要件	基準単価	耐用年数	性能等
ストマ用具 (蓄便袋)	ストマ造設者	9,300円 ※ストマを複数増設した者については、そのストマの数を乗じた金額を月額とする。		低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋とし、附属品(皮膚保護ペースト、皮膚保護パウダー、皮膚保護ウエハー、凸型嵌め込み具(コンベックス・インサート)、固定用ベルト、剥離剤(リムーバー)、皮膚被膜剤(スキンバリア)、レッグバッグ(下肢装着用蓄尿袋)、ナイト・ドレーナージバッグ(夜間用蓄尿袋)、袋カバー、サージカルテープ、皮膚保護剤穴あけ専用はさみ及び消臭剤をいい、せっけん、ガーゼ等の一般的な消耗品は含まない。以下同じ。)を含む

				。 ※ 1回につき6箇月分まで支給することができる。 。
ストマ 用装具 (蓄尿 袋)	ストマ造設者	12,000円 ※ ストマを複数増設した者については、そのストマの数を乗じた金額を月額とする。		低刺激性の粘着剤を使用した密封性の収納袋で尿処理用のキャップ付きとし、附属品を含む。※ 1回につき6箇月分まで支給することができる。
紙おむ つ等	3歳以上であって、次のいずれかに該当する者 1 治療によって軽快の見込みのないストマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストマの変形のためストマ用装具を装着すること	12,000円		対象者又は介護者が容易に使用し得るものとし、尿取りパット（生理用品は含まない。）及びおしり拭きを含む。 ※ おしり拭きに関する支給額は、同一の月における紙おむつ等の購入価額の100分の10に相当する額を上限とする。 ※ 1回につき6箇月分まで支給することができ

	ができない者並びに先天性疾患（先天性鎖肛を除く。）に起因する神経障害による高度の排尿機能障害又は高度の排便機能障害のある者及び先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のある者で、紙おむつ等の用具類を必要とするもの 2 脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排尿又は排便の意思表示が困難な者			る。
収尿器（男性用・普通型）	高度の排尿機能障害	8,000円	1年	採尿器と蓄便袋で構成し、尿の逆流防止装置を付けるもので、対象者が容易に使用し得るもの
収尿器（男性		5,900円		

用・簡 易型)			
収尿器 (女性 用・普 通型)		8, 80 0円	耐久性ゴム製採尿袋を有す るもの
収尿器 (女性 用・簡 易型)		6, 10 0円	ポリエチレン製の採尿袋導 尿ゴム管付き

6 住宅改修費

品目	対象要件	基準単価	耐用 年数	性能等
居 宅 生 活 動 作 補 助 用 具	原則として学齢 児以上であって 、次のいずれか に該当する者 1 下肢、体幹 機能障害又は 乳幼児期以前 の非進行性の 脳病変による 運動機能障害 (移動機能障 害に限る。) を有する者で あって、障害 等級3級以上 のもの(ただ し、特殊便器 への取替えを する場合は、	5 5 0 , 0 0 0 円		対象者の移動等を円滑にす る用具で設置に小規模な住 宅改修を伴うもの ※ 住宅改修費の対象とな る住宅改修の範囲は、次 に掲げる居宅生活動作補 助用具の購入費及び改修 工事費とする。 (1) 手すりの取付け (2) 段差解消 (3) 滑り防止及び移動の 円滑化等のための床又 は通路面の材料の変更 (4) 引き戸等への扉の取 替え (5) 洋式便器等への便器 の取替え (6) その他前各号の住宅 改修に附帯して必要

	上肢機能障害 2級以上の者 に限る。) 2 療育手帳○ Aの者			となる住宅改修 (7) 前各号に掲げるもの のほか、市長が必要と 認めるもの
--	---	--	--	---

別表第2（第3条―第7条関係）

品目	対象要件	基準単価	性能
便器	常時介護を要する者	4, 450 円 (手すり付 きは5, 4 00円)	難病患者等が容易に使用し 得るもの
特殊マット	寝たきりの状態にあ る者	19, 60 0円	褥瘡の防止又は失禁等によ る汚染若しくは損耗を防止 することができる機能を有 するもの
特殊寝台	寝たきりの状態にあ る者	154, 0 00円	対象者の頭部及び脚部の傾 斜角度を個別に調整できる 機能を有するもの
特殊尿器	自力で排尿できない 者	67, 00 0円	尿が自動的に吸引されるも ので難病患者等又は介護者 が容易に使用し得るもの
体位変換 器	寝たきりの状態にあ る者	15, 00 0円	介助者が難病患者等の体位 を変換させるために容易に 使用し得るもの
入浴補助 用具	入浴に介助を要する 者	90, 00 0円	入浴時の移動、座位の保持 、浴槽への入水等を補助で き、難病患者等又は介助者 が容易に使用し得るもの
移動・移 乗（歩行 ）支援用	下肢が不自由な者	60, 00 0円	難病患者等の身体機能の状 態を十分踏まえ、必要な強 度と安定性を有し、転倒予

具（手すり，スロープ等）			防，立ち上がり動作の補助，移乗動作の補助，段差解消等の用具となるもの
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある者	56,400円	難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの
ネブライザー	呼吸器機能に障害のある者	36,000円	難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの
移動用リフト	下肢又は体幹機能に障害のある者	159,000円	介護者が難病患者等を移動させるために容易に使用し得るもの。ただし，天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。
居宅生活動作補助用具	下肢又は体幹機能に障害のある者	200,000円	難病患者等の移動を円滑にする用具で，設置に小規模な住宅改修を伴うもの。
特殊便器	上肢機能に障害のある者	151,200円	足踏みペダルにより温水温風を出し得るもの。ただし，設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。
訓練用ベッド	下肢又は体幹機能に障害のある者	159,200円	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの
自動消火器	火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯	28,700円	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し，初期火災を消火し得るもの
動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	人工呼吸器の装着が必要な者	157,500円	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し，難病患者等が容易に使用し得るもの